

第2回審議会に係る用語解説について

1 「働き方改革」

国では、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様な柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を図る「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を2019年7月に公布しており、人手不足感が強い建設業等においては、週休2日制の導入など、職場環境を改善し、人材の確保を進めています。

2 「海洋プラスチックごみ」問題

不適正処理により、世界全体で年間数百万トンを超える「プラスチックごみ」が陸上から海洋へ流出していると推計され、このままでは2050年までに、地球規模での環境汚染が懸念されていることから、国際的な取り組みとして、本年6月の「G20大阪サミット」において、2050年までに「海洋プラスチックごみ」による追加的な汚染をゼロにすることを目指すことが首脳間で合意されました。

日本では、海洋プラスチック問題に対して、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域等を経由して海域に流出することや直接海域に排出されていることに鑑み、3Rの取組や適正な廃棄物処理を前提に、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指し、ポイ捨て・不法投棄撲滅を徹底するとともに、清掃活動を推進することとしています。